



# 月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043(222)7207 番

94.10.20 No.4082

## 一波スト10/25 証人調べに結果を！ 控訴審

### 津田沼支部高橋邦彦君証言予定

全ての組合員のみなさん！  
一〇月二五日、十一時から行なわれる「八五・一一第一波スト公労法解雇事件」控訴審公判の組合側証人調べへ、全支部からの結果を訴えます。

解雇からすでに九年を迎えようとする本件も、いよいよ控訴審の大きな山場を迎えています。

九二年六月の一審判決による七名の解雇撤回を待ちとるべく、動労千葉は、昨年二月の控訴審開始以来、東京高裁に対し慎重な審理を訴えてきました。

とりわけ、大会への出席、過去の役員歴・処分歴、本部特執などを理由とした解雇の違法性を主張し、解雇された当事者の証人申請を行って来ました。

これに対して東京高裁は、証人申請を認めざるを得ず、最初に津田沼支部・高橋邦彦君の証人調べを行なうことを決定しました。

特に、高橋君は、一審の判決でも「支部執行委員に過ぎず」と言っておきながら、過去の処分歴を唯一の理由として解雇するということ全く不当なものだったのです。

このようなたらめな解雇処分を撤回させるためにも、全ての支部から結果を要請するものです。

第一波スト公労法解雇公判  
とき 一〇月二五日

ところ 東京高等裁判所  
八二七号法廷

指定 千葉駅 五番線  
列車 九時三一分発快速

## 交番が7時間16分で

こんなミスが何度繰り返されるのか？！

ダイ改のたびに何度繰り返したたら気がすむのだろうか。過日提案された12月ダイ改の労働条件提案のなかに、またも信じられないミスがあったことが発覚した。「ミス」では済まされない問題である。銚子運転区3組の交番が、就業規則に定められた労働時間を越えて組まれていたのだ。

言うまでもなく、就業規則上に定められた乗務員の労働時間は、七時間一〇分であり、乗務割交番は、一循環を平均して労働時間A・Bを合わせてこの時間で組むことになっている。ところが、提案された銚子運転区3組の交番順序は、労働時間Aだけでも、七時間一六分で組まれていたのだ。さすが千葉支社もこれに気がついて梓外に出た行路と組み替えて七時間七分の交番順序として再提案してきたが、まさに信じられないことだ。

千葉支社の運輸部は、乗務員の労働時間が何分かも知らずに交番を組むような素人以下の集団と化してしまっているのだ。しかも、こんな大ミスが平然と組合に提案されるまで、チェックする者もないのである。そればかりではない。車掌でも、交番表で、出勤や退区時間

が違っていたり、労働時間や拘束時間が違っていたり、というミスが多発し、行路でも、同じ列車が二つの行路に設定してあったりという有様である。

また、土職でも車掌でも、各区各組の一循環の平均労働時間Aが六時間五〇分であるが、六時間四〇分であるが、全て労働時間Bはゼロになっている。要するに無茶苦茶なのである。

こんなことが、この数年間、ダイ改のたびに繰り返されていく。「今後このようなことがないように気をつけます」という言

葉を何度聞いたことか。この間、何度となく指摘してきたとおり、千葉支社の運輸部は、強制配転者の塩漬けをはじめ、動労千葉

・国労千葉漬しの労務政策のみに憂身をやつしてきた結果、業務遂行能力が解体してしまっているのだ。ダイ改の行路・交番ひとつ組むことができなくなっ

てしまっているのである。しかも、このような管理者が、責任ひとつとられることなくのうとうとしていくのだ。運輸部よ、くだらぬ労務政策に現つをぬかす前に自らの襟を正せ。

## 第16回 団結 祭典に結果を 一っつしよう。

【とき】 11月3日(木) 9時~  
【ところ】 千葉公園グランド  
\* JR千葉駅西口下車徒歩10分  
【連絡先】 国鉄千葉動力車労働組合  
☎ 043(222)7207

※ 運動のできる服装でお出かけ下さい。